

治山事業の体系

保安施設事業(森林法第41条)

(国補事業)

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成若しくは維持管理に必要な事業

	【事業名】	【事業内容】	【国補助率】
治山等激甚災害対策特別緊急事業(補助事業)	治山・火山治山・地すべり激甚災害対策特別緊急事業	激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備	5.5/10
山地治山総合対策(補助事業)	復旧治山事業	山腹崩壊地、侵食溪流などの荒廃山地の復旧整備	1/2
	地すべり防止事業	地すべりによる被害を防止、軽減するための工事	1/2
	(防災林造成事業) 海岸防災林造成事業	海岸防災林の造成、これと一体的に行う機能の低位な森林の整備	1/2
	(保安林整備事業) 保安林緊急改良事業	既存の治山工事施工地の荒廃した保安林の改良整備	1/2
水源地域等保安林整備事業(補助事業)	(水源地域整備事業) 水源森林再生対策事業	ダム上流等の水源地域における荒廃地の荒廃森林の総合的な整備	1/2
	奥地保安林保全緊急対策事業	奥地水源地域等の荒廃地や荒廃整備を一体的に整備	1/2
	水源の里保全緊急整備事業	山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林を地域住民等の参画を得ながら一体的に整備	1/2
	(保安林整備事業) 保安林改良事業	機能が著しく低下した保安林の整備	1/2
	保育事業	治山事業施工地等の下刈り、追肥等の保育	1/3
農山漁村地域整備交付金	予防治山事業	山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防のための整備	1/2
	地域防災対策総合治山事業	荒廃山地等の復旧整備のため緊急に行う総合的な山地災害危険地対策	1/2
	機能強化・老朽化対策事業	既存の治山施設の機能強化対策	1/2
	森林土木効率化等技術開発事業	新技術を活用した工法等の開発普及を図るモデル事業	1/2
	林地荒廃防止事業	激甚災害等により被災した地域等において、風倒木や流木等に起因する山地災害を未然に防止するための山地災害危険地対策	1/2
	山地災害総合減災対策治山事業	山地災害危険地区が複数存在する地域において地域住民と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策	1/2
	共生保安林整備事業	保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備	1/2
	保安林管理道整備事業	山地治山事業の重点実施地域で行う保安林管理道の開設・改良	1/2

災害復旧等事業

(国補事業)

公共土木施設(林地荒廃防止施設や地すべり防止施設)等が災害により被災した施設の復旧

山林施設 災害復旧事業 (負担法第3条)

林地荒廃施設又は地すべり防止施設が被災した場合の災害復旧事業
(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

治山施設災害復旧事業(林地荒廃防止施設, 地すべり防止施設)	台風、集中豪雨等により被災した治山施設の復旧	2/3 (一般率)
--------------------------------	------------------------	--------------

林地荒廃防止等施設 災害復旧事業査定設計委託費等補助	林野庁長官が特に激甚であると認める災害等の災害復旧概要書及び設計書の作成経費	1/2
-------------------------------	--	-----

山林施設 災害関連事業 (予算補助)

治山施設災害復旧事業に関連して行う事業

治山施設 災害関連事業	再度の災害防止のために治山施設災害復旧事業と合併して行う施設の改良工事	1/2
----------------	-------------------------------------	-----

災害関連緊急 治山事業	災害により新たに発生, または拡大した荒廃山地を当該災害発生年に緊急に復旧整備	2/3
----------------	---	-----

災害関連緊急 地すべり防止事業	地すべり防止区域内において, 災害により新たに発生, または拡大した地すべり地を当該災害発生年に緊急に復旧整備	2/3
--------------------	---	-----

県単治山事業

国補事業の対象とならない小規模荒廃地に関して公共の利益の保護、民生安定の見地から緊急を要する箇所の復旧等

県単山地治山事業	小規模荒廃地、浸食溪流の復旧	—
----------	----------------	---

県単海岸防災林造成事業	海岸防災林の造成・整備	—
-------------	-------------	---

県単保安林整備事業	保安林の機能強化のための改良・保育	—
-----------	-------------------	---